

第 27 回（2026 年度）島根県障がい者スポーツ大会
「アーチェリー」競技会 開催要項

1. 目 的
この大会は、障がいのある人が、競技を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障がいへの理解を一層深め、障がい者の社会参加促進に寄与することを目的とする。
2. 主 催
島根県 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会
3. 共 催（予定）
出雲市
4. 主 管（予定）
島根県アーチェリー連盟
5. 後 援（予定）※順不同
公益財団法人島根県スポーツ協会 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県身体障害者団体連合会 島根県手をつなぐ育成会 島根県知的障害者福祉協会 一般社団法人島根県精神保健福祉会連合会 島根県精神保健福祉士会 一般社団法人日本精神科看護協会島根県支部 島根県特別支援学校長会 出雲市教育委員会 出雲市スポーツ協会 社会福祉法人出雲市社会福祉協議会 出雲市身障者福祉協会 出雲市手をつなぐ育成会
6. 協 力（予定）※順不同
島根県パラスポーツ指導者協議会 島根県聴覚障害者情報センター ボランティアの皆様
7. 期 日
2026 年 5 月 9 日（土）
受 付 9：00～9：20 開会式 9：25～ 競技開始 10：00～
8. 申し込み期限
2026 年 4 月 21 日（火）
9. 会 場
サン・アビリティーズいずも（出雲市今市町北本町 3-1-20 TEL：0853-24-2040）
10. その他
 - ・上記に定める項目の他は「島根県障がい者スポーツ大会全競技共通開催要項」を適用する。
 - ・競技の実施にあたっては、「第 27 回（2026 年度）島根県障がい者スポーツ大会『アーチェリー』競技会 実施要項」を適用する。
 - ・第 25 回全国障害者スポーツ大会（青の煌めきあおもり障スポ）に参加を希望する者は、「第 25 回全国障害者スポーツ大会（青の煌めきあおもり障スポ）個人競技選手募集要項」を参照の上、必要な手続きを行うこと。

本件に関する送付先・問い合わせ先

公益財団法人島根県障害者スポーツ協会
〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 5 階
TEL：0852-20-7770 FAX：0852-32-5982 メール：info_office@spokyo.org

第 27 回（2026 年度）島根県障がい者スポーツ協会
「アーチェリー」競技会 実施要項

1. 競技規則

開催年度の公益財団法人日本パラスポーツ協会制定「全国障害者スポーツ大会競技規則」及び「全日本アーチェリー連盟競技規則」並びに本大会の申し合わせ事項を適用する。

2. 参加区分

(1) 個人戦（以下のいずれか 1 種目に出場できる）

- ① リカーブ部門…障がい区分別、男女別とする。
- ② コンパウンド部門…障がい区分は設けず、男女別とする。

(2) 団体戦

個人戦に出場した選手のうち、上位 3 名の合計スコアにより決定する。1 チーム 3 名以上 5 名以内とする。

3. 服 装

- (1) 運動に適した服装とする。
- (2) ゼッケンは主催者が交付するものを使用し、競技者のクィバーまたは大腿部に付ける。

4. 練 習

開会式終了後、競技開始前にフリープラクティスを設ける。

5. 用 具

- (1) 弓具は選手が用意する。
- (2) 矢には必ずネームを記入する（イニシャルでもよい）。

6. 弓具検査

開会式終了時間から競技開始時間までに会場で行う。

7. 車いす規定

- (1) 車いすの背もたれや支柱、支持物（サイドポート）は体幹（肩甲骨の一番下の位置を横から見て）の半分より前方に出る形状であってはならない。
- (2) 車いすの背面および支持物、手押しの手ハンドルなどの車いすのパーツは全て、行射の際に選手の腋の下から 110 mm 以上離れた位置にあること。
肩の高さが均等ではない場合は低い方の肩から測定する。
ただし、障がい区分 1 の選手で行射中の安全を確保できない場合は、110 mm 以内でも認められる。
また、手押しの手ハンドルが背もたれと完全に分離され、行射に有利とならない場合は 110 mm 以内でも認められる。
- (3) 障がい区分 1、2 ともにシューティングに有利ではなく、座位保持を安定させるために腰部分をストラップ等で支持することができる。
- (4) 車いすの全長は、1.25m を超えないものとする。図 2 のような車いすはシューティングに有利になるとみなされ禁止される。

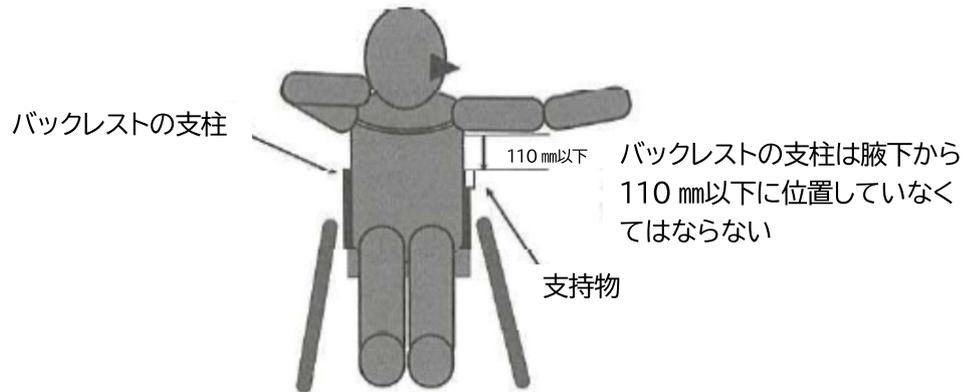
8. 競技方法

- (1) 競技種目は、男女ともインドア 18m ラウンド（60 射）とする。
- (2) 標的面は直径 40 cm とする。

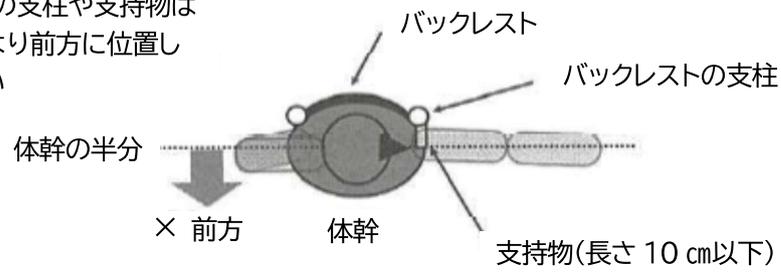
- (3) 行射数および行射時間は次のとおりとする。
- ① 行射数は1エンド3射とする。
 - ② 行射時間は1エンド2分以内とする。(1射40秒以内)
- (4) 障がい区分1および3の選手はリカーブ部門において、審判長の承認を得て手に補助具(リリースエイド等の発射装置)を使用することができる。また、障がい区分1および3以外の選手で上肢にも障がいがあり、補助具を使用しないと行射できない選手も、審判長の承認を得れば使用することができる。
- (5) 行射については次のとおりとする。
- ① 車いすあるいはいす使用の競技者は、シューティングライン後方に少なくとも車いすの1輪またはいすの1脚を置いて行射しなければならない。
 - ② 行射中は押手並びに弓を車いすやいす等で支えてはならない。
 - ③ 1競技者について最低125cmの間隔を確保する。またいす使用の競技者は、いすの背もたれや肘掛けなどで体を支えてはならない。
 - ④ 車いすの競技者は、足やフットレストを地面につけてはならない。
- (6) 立順について
2名または3名の競技者が同時に行射する場合、車いすまたはいす使用の競技者は、常にシューティングラインにとどまってもよい。その場合、弓を膝の上もしくはシューティングライン後方に置くことによって行射を終了したものとする。
- (7) コンパウンド部門に出場する選手が団体戦のメンバーである場合、点数の5%引いた点数を採用することとする。
- (8) 特別な事情のある選手には主催者の許可を得てアシスタントを付けることができる。ただし、原則アシスタントを認めるのは障がい区分1の選手のみとする。
- (9) 採点は相互看的とし、困難な場合は代行を認める。

〔図1〕

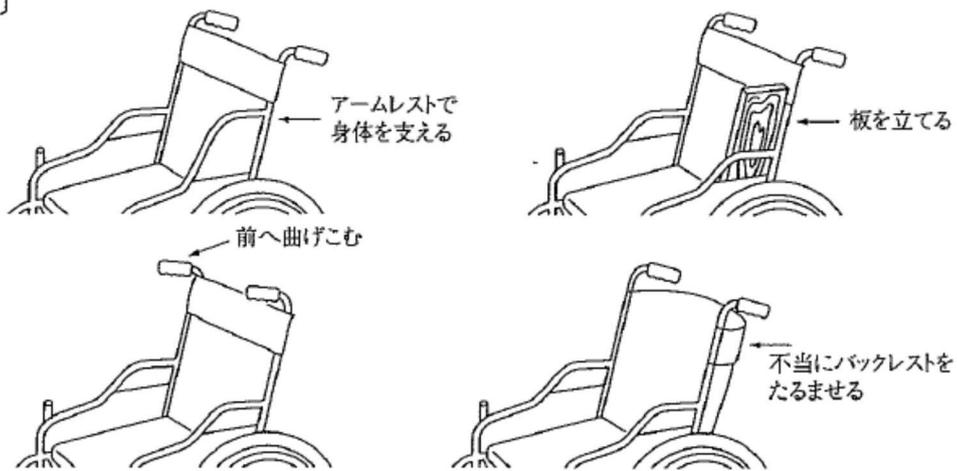
前方から見た図



バックレストの支柱や支持物は
体幹の半分より前方に位置し
てはならない



〔図2〕



アーチェリー 障がい区分表

●男女別

△男女混成可、年齢・障がい区分なし

		区分番号	障がい区分	個人戦		団体戦
				リカーブ部門	コンパウンド部門	
肢体不自由	脳原性麻痺以外の 車いす使用	1	第8頸髄まで残存	●	●	△
		2	その他の車いす	●		
	切断・機能障がい	3	上肢障がい	●		
		4	下肢障がい（いす・車いす使用を含む）	●		
		5	体幹	●		
	6	脳原性麻痺	●	●		
聴覚・平衡機能障がい、 音声・言語・そしゃく機能障がい		7	聴覚障がい	●		
内部障がい		8	ぼうこう又は直腸機能障がい	●		
知的障がい		9	知的障がい	●		
精神障がい		10	精神障がい	●		

※区分1には、「第6頸髄まで残存」及び「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。